デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関する モニタリング会合の議事の取扱い等について

令和3年12月24日策定

- 1. 本会合は、原則として公開とする。
- 2. 議事要旨については、会合終了後速やかに作成し、公開する。
- 3. 配布資料については、原則として公開する。
- 4. 個別の事情に応じて必要と認めるときには、会合、議事録及び配付資料の 一部または全部を公開しないものとすることができる。非公開とするかど うかについての判断は、座長に一任するものとする。